第62回社会を明るくする運動

行動目標

・犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
・犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
・これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう

重点事項

「立ち直りを支える取組についての理解促進」
「就労・居住などの生活基盤づくりにつながる取組の推進」

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くための全国的な運動で、７月が強調月間とされています。

関係諸団体の協力、参加により、７月12日に法務大臣のメッセージ伝達式と広報車による啓発パレード、７月25日に伊野南小学校サンシャインズ音楽隊の皆さんの先導による徒歩啓発パレードを行いました。

また、期間中、すこやかセンター伊野のロビーで、伊野小学校と枝川小学校の皆さんによる啓発絵画を展示しました。

10月1日から
飼い犬・飼い猫の引き取りが有料になります。

手続き方法

高知県収入証紙を購入し、引き取り手数料を納めてください。
引き取り申請書に必要事項を記入し、高知県収入証紙を貼り付けて窓口に提出ください。

《引き取り手数料》
・生後91日以上の犬又は猫1頭(匹)につき　2,000円
・生後90日以下の犬又は猫1頭(匹)につき　400円

いの町内における高知県収入証紙売り場

- **いの町役場**（出納室、吾北総合支所住民福祉課、本川総合支所住民福祉課）
- **高知県庁消費生活協同組合吾川支部**（いの町1381　高知県伊野合同庁舎内）
- **高知県交通安全協会**（駅南町10　いの警察署内）
- **高知県指定自動車学校協会**（枝川200　警察本部運転免許センター内）
- **高知県交通安全協会**（枝川200　警察本部運転免許センター内）
- **㈱高知銀行伊野支店**（新町80）
- **㈳高知県製紙工業会**（波川287－4　紙産業技術センター内）

※引き取り日程の都合がありますので、引き取り依頼前に役場にお問い合わせいただくか、直接、中央小動物管理センター(☎ 831－7939)に持ち込みください。

引き取りを依頼する前に飼い続ける方法をもう一度考えてください。
◎近所や知り合い、友人などで飼ってくれる人を探してください。
◎アニマルステーション(http://tanabe-animal.jp/)に登録をして飼い主を探す方法もあります。

動物を捨てることは犯罪です！

動物の愛護及び管理に関する法律により、最高50万円の罰金が科せられます。

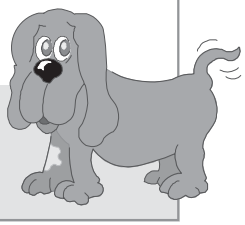

■問い合わせ：高知県中央西福祉保健所(☎ 0889－22－2588)
環境課(☎ 893－1160)、吾北総合支所住民福祉課(☎ 867－2300)
本川総合支所住民福祉課(☎ 869－2114)